

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第86号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第2条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(事業の運営についての重要事項)

第3条 条例第6条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（条例第14条に規定する実施地域をいう。）
- (8) サービスの利用についての留意事項
- (9) 緊急時等における対応の方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第41条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (3) 条例第43条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第43条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第5条 条例第10条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 専ら障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (7) 廊下幅 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(施設障害福祉サービス計画の見直し)

第6条 条例第19条第8項の規定による施設障害福祉サービス計画（同条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。）の見直しは、少なくとも6月に1回以上行わなければならない。

(サービス管理責任者の職務)

第7条 条例第20条第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (2) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(健康管理)

第8条 条例第32条に規定する利用者の健康診断は、毎年定期に2回以上行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日以前から存する条例附則第2項に規定する知的障害者更生施設又は同項に規定する知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第7号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 3 平成18年10月1日以前から存する条例附則第2項に規定する知的障害者通勤寮、同項に規定する精神障害者生活訓練施設又は同項に規定する精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第7号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 平成18年10月1日以前から存する条例附則第2項に規定する身体障害者更生施設、同項に規定する身体障害者療護施設、同項に規定する身体障害者授産施設、同項に規定する知的障害者更生施設又は同項に規定する知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第7号イの規定は、当分の間、適用しない。